

学会等参加時の保育・介護支援制度要領

令和3年4月1日
改正 令和4年1月28日
改正 令和4年1月1日

1 目的

山形大学(以下「本学」という。)に勤務する教職員等の仕事と育児・介護の両立を支援するため、学会等参加時の託児、ベビーシッター、介護支援施設、ホームヘルパー等の利用料金の一部を補助することを目的とする。

2 補助の対象者

補助の対象となるのは、本学に所属する国立大学法人山形大学職員人事規程別表に掲げる職員(教員)及び博士研究員並びに大学院各研究科博士後期課程及び医学系研究科博士課程医学専攻に在学する学生で国内外の学会(付随する会議を含む)等へ参加するために託児、ベビーシッター、介護支援施設、ホームヘルパー等を利用する者のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 小学校6年生以下の子どもを養育している者
- (2) 要介護認定1以上の家族を介護している者

なお、研究員については、週30時間以上勤務の者に限る。

3 補助額

補助される額は、一人一万円を限度として1回限りとする。

4 申込方法

本制度の利用を希望する者は、次に掲げるものを1週間前までにダイバーシティ推進室に提出する。

- (1) 利用申請書(様式1)
- (2) 母子手帳又は介護保険被保険者証の写し等
- (3) 口座振込依頼書

5 請求方法

本制度を利用した者は、利用後、速やかに次に掲げるものをダイバーシティ推進室に提出する。

- (1) 私金立替払請求書
- (2) 領収書
- (3) 参加した学会等の名称と日時がわかる資料の写し

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月28日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。